

第6回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年10月3日(月) 午後1時30分～午後3時05分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 下村 和幸 委員 10番 藤家 豊次郎 委員

②第2 報告第 16号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について
議案第 26号 空き家に付随した特例農地の指定について
議案第 27号 令和4年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か
の判断について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	×
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・ 中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	田中 雅己
小舟津・犬王袋・世間・重ノ木・行成・ 執行分・井手分	森田 英男
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了
西塩屋・東塩屋	小柳 直博

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻を何分か過ぎました。只今から第6回農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入る前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、11番山口委員の欠席を確認。)本日の出席委員は11名です。次に議事録署名人を指名いたします。1番の下村委員と10番の藤家委員にお願い致します。どうぞよろしくお願ひ致します。審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願い致します。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは、特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか、罰則を受けることがございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をお願いします。それでは、慣例により会長に議長をお願い致します。</p>
会長	<p>改めて、皆さんこんにちは。ご苦労様でございます。また、今日は(農地転用に)関係する最適化推進委員さんもご足労いただきありがとうございます。私の方から1・2点情勢等を繋ぎながら挨拶に代えたいと思います。秋が深まって参りました。でき秋の秋ということでございます。ミカンの値段もキロ単価250~260円ということで、今の品種では岩崎・由良・日南当たりですが、結構味が載っているような気がしています。ただ、この数年量的な問題があつて、裏表がなくなってきたのかと認識しています。今年の量も少ないようですが、値段が横ばいで進んでいけば安心かなと思っています。私もブドウを作っていますが、果物類も久しぶりに高い値段となっています。私以外にも数名の方がブドウを作っておられますが、ニコニコ顔でおられるようです。まだコロナで懇親会等もできませんので、今度するとき迄取って置いていただきたいと思います。(笑) それから米も収穫期に入っています、夢しづくの刈入れがされています。山手の方は1等米で市内は進んでいます。白石町の平坦部とか、嬉野町や太良町では2等米が出ていると聞いています。何故かといいますと痩せているからという話でした。北鹿島や鹿島中央のカントリーでは篩にかけてありますので、しっかり1等米の選別はできているようですが、ちょっと心配をしています。台風の影響かなと思いましたが、それはないようです。作況指数が100ということでしたので例年並みでいくかと思っています。減反も約4割でございますから、しっかりいい米が取れて、高く売れるることを望んでいきたいと思っています。</p> <p>先月の総会で私が繋いでいた圃場整備された1種農地に(一般)住宅を建てるという●●区の話がございました。つい先日、●●委員にもご苦労いただいて、本人に基本的に無理ですという話を致しました。結果から申しますと農振除外は出来ていますが、(建てるかどうかの)検討をしてもらうことをお願いしました。今月局長と県へ行きました農振除外のこと相談して来ます。●●地区には土地改良区がありませんので、(土地改良区の)意見が付いてくることありませんので、今回のようなことになってしまったと思っています。改めて皆さんには圃場整備された1種農地には基本的に有効に農地を使ってもらうことが前提であることをお願いしたいと思います。ご本人には市役所が良かと言ったからと申請をしていると酷く怒られました。やっと●●委員といっしょに説得しました。このように進んでいますので、報告をしておき</p>

たいと思います。遊休農地となっていますので耕作してもらえる方を探していきたいと思っています。

今日はあとその他のところで提案しますが、毎年農業者との意見交換会をしていますので、その日程等とやり方について皆さんにご相談したいと思っています。それでは審議に入りたいと思いますが、スムーズな進行ができますようご協力をお願いしまして挨拶と致します。

今日は議案が5件と報告1件となっています。それでは報告事項から入っていきたいと思います。報告第16号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をいたします。

事務局	総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第16号について説明いたします。記載のとおり6件となっています。合計14筆で、面積が18,961.09平米となっています。内訳は田が13筆で、18,414.09平米です。畑は1筆で、547平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが5件。農地法第5条申請のためが1件となっています。なお、借人変更となっている1番・2番・3番・6番の4件は新しい借人の方が決まっており、第25号議案に新しい借人の方が上がっています。4番も新しい借人の方が決まっていまして、来月の総会に上がってくるかと思います。農地法第5条申請のためとなっている5番は第23号議案の1番に上がっています。以上で報告第16号の説明を終わります。
議長	新しい借人が全部決まっているとのことです。1件については届出が来月されることです。皆さんから何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは解約報告については以上で終わります。 議案第23号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。番号1について説明致します。位置図の1頁と本日の資料1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地1でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は298平米です。譲受人は●●区の●●●●さん、35歳の方です。譲渡人は●●県●●市の●●●●さん、65歳の方です。転用の目的は一般住宅となっています。施設の概要は居宅1棟の122.55平米、3台分の駐車場54.00平米、通路ほかが121.45平米となっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は田、西は道を挟んで宅地、南は田、北は市道となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、市道向こう側の北側田んぼから申請地東側への用水を確保するための水路（塩ビ管）を埋設されます。道路法第24条申請が都市建設課に申請されており、その内容は市道側溝に雨樋からの雨水を接続されるための工事をされますので、その申請となっています。ここは公共下水道区域となっております。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地への用水は市道の北側の田んぼから来ており、東側の田んぼへの用水も申請地から田越しで流れています。下流の田んぼの用水を確保するために申請地内にため池と直径30センチメートルの円管を埋設されます。これにより周囲への影響はなくなります。
議長	担当の最適化推進委員から補足はありませんか。
担当推進委員	担当農業委員の説明のとおり下流への田んぼの用水を確保されています。他に支障はないと思います。
議長	この周辺は近年分譲宅地へ転用が進んでいるところです。田んぼが一気に宅地化されていますので、水路関係は注視していかないといけない所かと思います。生産組合長の方からの意見も十分聞いてもらうようお願いしたいと思います。皆さん方から意見や質問をお伺いし

	<p>たいと思いますが、何かございませんか。ありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)</p> <p>それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めてます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで進めさせていただきます。</p> <p>続いて2番・3番・4番は隣接での太陽光発電への転用ですので、まとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2について説明します。位置図は2頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地●でございます。この周辺は最近、太陽光発電装置の申請が多く出ている所です。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は3,085平米です。譲受人は●●市の大字●●●●株式会社の代表取締役●●●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●さん、70歳の方です。転用目的は太陽光発電装置です。その概要は188枚の太陽光発電パネル491.86平米と通路ほかが2,593.14平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は水路、西は畠(一部はブドウ畠での形状変更届があつてある所になります)、南は道、北は道を挟んで畠(遊休農地)になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件もありとなっています。その条件は雨水の排水を東側の水路に確実に行うことと草払いをきちんとやるという管理面のことです。番号2の説明は以上です。本日の資料の2頁に太陽光パネルの配置図を付けています。斜線を引かれた部分が通路を含めた遊び地です。遊び地が多くなっています。</p> <p>番号3について説明します。位置図は同じく2頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は569平米です。譲受人は●●県●●市の大字●●●●さん、28歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん、70歳の方です。転用目的は太陽光発電装置です。その概要は104枚の太陽光発電パネル284.00平米と通路ほかが312.00平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と南は水路、西は畠、北は道を挟んで畠(2番の申請地)になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、1番と同様で条件もありとなっています。その条件は雨水の排水を東側の水路に確実に行うことと草払いをきちんとやるという管理面のことです。番号3の説明は以上です。</p> <p>番号4について説明します。総会議案説明資料の4頁をご覧ください。位置図は同じく2頁をご覧ください。この件は20年の賃貸借権が設定されています。所有権の移転ではありません。土地の所在は大字●●字●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は619平米です。借受人は●●県●●市の大字●●●●さん、40歳の方です。貸出人は●●区の●●●●さん、84歳の方です。転用目的は太陽光発電装置です。その概要は104枚の太陽光発電パネル284.00平米と通路ほかが335.00平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は田(遊休農地と思われます)、西は水路、南はため池、北は道を挟んで田(遊休農地と思われます)になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件もありとなっています。その条件は雨水の排水を西側の水路に確実に行うことと草払いをきちんとやるという管理面のことです。</p> <p>説明は以上ですが、本日の資料の3頁に3番の太陽光発電のパネルの配置図が、4頁には4番のパネルの配置図を付けていますので確認をお願い致します。</p>
議長	3件まとめて担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	3件全て●●●●●●関係の案件となっています。その中で一番面積が広い2番の雨水排水については、隣接している西側のブドウ畠からの排水のルートや大きさがまだはっきり決まっていないため、それが正式に決まってから協調してやりたいということでした。3番と4番は

	2番のように他の排水との絡みはありませんし、周囲の農地への支障はないので問題はないと思います。
議長	ブドウ畠からの排水ルートなどがまだ決まっていないのですね。そういう訳で2番の排水路がはっきり示されていないのですね。3番と4番は決まっていますね。
担当委員	はい。決まっています。3番は敷地の東の端に溝を作られまして、敷地に降った雨水は勾配が東に付いているため、この溝に落ちて最終的には水路に流れるように設計されています。4番は3番の逆で西の端に溝が作られて、敷地に降った雨水は勾配が西に付いていて、この溝から水路に流れるように設計がされています。
議長	2番のことでの担当の最適化推進委員さんにお尋ねします。ブドウ畠の排水はまだ決まっていないのですか。
担当推進委員	ブドウの耕作者はまだ決めていません。ブドウ畠のハウスに降った雨水だけでも結構な量になると思われます。太陽光発電設備と合わせて雨水を水路に最終的に流すのは構わないけど、地元としては2箇所程度に分けて流してもらうように太陽光発電の業者にはお願いしています。業者の方からもそのように対応するようにしますと返事はもらっています。ただブドウ畠の排水が何処から太陽光発電の敷地に入って来るのか分からることには、対応できない状況です。
議長	それは困りますね。
6番委員	雨水のことが決まらないと審議はできないと思います。雨水の排水を決めてもらってから、来月改めて審議をした方が良いと思います。
議長	雨水排水が決まってから来月改めて審議した方が良いという意見ですが、皆さんどうでしょうか。 (賛同するという声が大勢) 皆さんからは2番については来月改めてという意見ですので保留と致します。よろしいでしょうか。 (はいという声が多数からあります。) 3番・4番について何か質問・意見はございませんか。ありませんか。ないようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員ですので許可相当として処理いたします。 4番に賛成される方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手)
議長	賛成全員により進めます。議案第23号はこのように整理をさせていただきます。 続きまして議案第24号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の5頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては3頁と4頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地外8筆でございます。3頁でおおよその位置を4頁には字図を付けていますので、それぞれの筆の位置や面積を確認してください。登記地目・現況地目9筆共に畠となっています。登記面積は合計で6,723平米です。譲受人は●●町の●●●さん63歳、農業の方です。譲渡人は●●区の●●●さん81歳の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と病気による経営縮小と記載されていますが、実際には農業廃止です。ご主人がもう農業をすることが出来なくなっています。これまで届けはされていませんが、譲受人の方が譲渡人の方が発病されてからミカンをずっと作られているそうです。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。1番の説明は以上です。
議長	担当委員から補足があればお願いします。

担当委員	担当の最適化推進委員の方といつしょに現地確認をしました。ご主人が病気のために耕作できなくなっています。ご家族の希望が早く手続きをしたいとのことでしたので、譲受人の方がここを借用されていましたので、そのまま譲りたいという譲渡人の奥さんと娘さん達の意向を確認したところです。価格については周囲へのこともあるので、なるべく高く買って欲しいと譲受人にお願いし、西側の畠が市道から遠く斜面の下側になります。現在少し手入れが行き届いていませんでしたので、しっかり作って欲しいとも付け加えたところです。
議長	譲受人の方は長年耕作されていたのですか。
担当委員	5年くらいではないでしょうか。
議長	皆さんから何か質問や意見はありませんか。
7番委員	譲受人の方はバイパス沿いの農地転用で過去に問題を起こされた方でしょうか。
議長	その方です。
担当委員	他の方にお願いするよりも現時点の耕作者に頼むのが良いと判断しました。今後見守っていきたいと思っていますし、チェックもするつもりでいます。
議長	是非お願いします。他にありませんか。ないようすで採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することといたします。 2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては5頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番でございます。登記地目は畠で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は63平米です。譲受人は●●区の●●●株式会社の代表取締役●●●さんです。譲渡人は同じく●●区の●●●さん、62歳の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の売買です。●●●は申請地に隣接して5~6反のミカン園を経営しております。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらっております。特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。2番の説明は以上です。
議長	申請地は小作地になっているのですね。担当委員から補足があればお願ひします。
担当委員	●●●はこの周りでミカン園を経営されています。以前に買収をされていまして、そのときにここだけ買い忘れていたそうです。●●さんから買って欲しいと頼まれて、買われるようです。登記の料金が高く付くと会長が言わっていましたが、ただ買わない訳にはいかないとも言われました。
議長	以前の買い漏れという認識でよろしいですね。
担当委員	はい。
議長	それでは皆さんからの質問などあればお願ひします。よろしいでしょうか。ないようすで採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することに致します。 それでは次に移ります。議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件については一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>議案第25号について説明致します。総会議案・説明資料は6頁から13頁までとなっています。この案件につきましては1議案で22件でありまして、10頁から13頁に記載されている15番から22番までの8件は農地中間管理機構との貸借となる案件です。9頁に記載の14番はあっせんです。利用権設定されている案件が1番から13番までの13件です。利用権設定の13件のうち、新規が4件。再設定（更新）が9件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2軒で、賃貸借権の設定は11件です。賃貸借権11件のうち、現金扱いが8件で、物納扱いが3件です。契約期間については、10年が6件、9年が1件、5年が2件、3年が4件となっています。使用貸借権が設定されている2件は4番、12番となっていまして、2件共に更新です。また、12番は親子の間柄で、農業者年金の更新となっています。4番は中山間地にある農地です。</p>
議長	<p>農地中間管理機構との貸借は8件で、新規が7件、更新が1件となっています。このうち賃貸借権の設定は6件で、使用貸借での契約は2件となっています。賃貸借権の内容は現金扱いが4件、物納扱いが1件、金銭・物納の両方が1件となっています。契約期間は9年7ヶ月が6件、9年が1件、5年が1件となっています。使用貸借権が設定されている2件は16番・18番となっていまして、16番は同じ地区的他の圃場よりも狭小なためで、18番は段々になっているためです。議案第25号の説明は以上です。</p>
2番委員	<p>農地利用の集積計画でありますかが、日頃から新規の案件では使用貸借権の設定とならないようにお願いをしていますが、今回私の担当地区から使用貸借が出ています。16番がそうですが、ここは圃場が狭いため今回立ち上げた法人が請け負っていない田んぼです。しかも住居の横にあって、集団転作が3年に1度回ってきますので、米麦は作らず自己管理され、大豆だけ3年に1度作られるということで使用貸借権が設定されています。</p> <p>皆さんから質問や意見等何かありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>15番の賃料が反当●●●●円となっていますが、●●地区の賃料はこの位なのでしょうか。</p>
事務局	<p>毎年春に生産組合長さんの会議に出向いて賃料の最低を決めてもらっていますが、●●地区の最低賃料と比べると高くなっています。この地区的最低金額は反当●●千円です。</p>
9番委員 (担当委員)	<p>私は質問ですが、7番の賃料は反当●●円となっていますが間違いでしまうか。</p>
議長	<p>固定資産税の分を負担してもらうということで反当●●円だそうです。</p>
事務局	<p>貸し手の方は狭いミカン畑を耕作してもらっておりますが、作ってもらえるだけでもありがたいのでとおっしゃっています。賃料は固定資産税の分を負担してもらえば良いとのことでした。</p>
議長	<p>そこを地区的相場の賃料に持っていくように、この後は調整してもらうようお願いします。</p>
事務局	<p>それから18番も新規で使用貸借になっていますが、何か理由があるのでしょうか。</p>
6番委員 (担当委員)	<p>そこを地区的相場の賃料に持っていくように、この後は調整してもらうようお願いします。</p>
議長	<p>そこを地区的相場の賃料に持っていくように、この後は調整してもらうようお願いします。</p>
	<p>それから18番も新規で使用貸借になっていますが、何か理由があるのでしょうか。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。よろしいでしょうか。ないようですので採決します。議案第25号に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により議案第25号は決定することに致します。</p>
事務局	<p>議案第26号に移ります。「空き家に付随した特例農地の指定について」を議題とします。</p>

	<p>っています。登記面積は132平米です。申請人は●●県●●市の●●●●さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道を挟んで畠、西と南は自身の宅地、北は宅地になっています。</p> <p>もう1筆について説明します。土地の所在は大字●●字●●●番●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は274平米です。申請人は●●県●●市の●●●●さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道を挟んで畠、西は畠、南は畠と宅地、北は宅地になっています。</p> <p>担当委員による審査確認書では2件共に農地と空き家の距離は適当。また、遊休区分は遊休農地となっています。説明は以上です。</p>
議長	担当委員の現地調査報告をお願い致します。
9番委員 (担当委員)	申請人の●●さんがいつ転出されたのかは知りませんが、畠は家の前と横に隣接しています。そんなには荒れていませんでしたので、畠として利用するのは簡単だと思って確認をしてきたところです。
議長	それでは担当の最適化推進委員の●●さんから補足があればお願いします。
担当推進委員	●●さんは毎週のように●●県から通って、草払いなどをされていて、空き家の管理をされていました。
議長	この方は他にも農地をお持ちでしょうか。
担当推進委員	圃場整備された区画に水田をお持ちです。ここは親戚の方に耕作を頼まれています。あと今回の申請地の東側に小狭地の水田をいくつか持つておられます、ここは耕作されていません。
議長	●●さんの旧姓は分かりますか。
担当推進委員	旧姓は●●さんでした。
議長	現地を確認しましたが、空き家の目の前が畠ですので、荒れるよりも空き家に付けて、できれば耕作してもらえる方に買ってもらった方が良いと思いました。 皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。●●●●の畠を特例農地として指定することに賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により●●●●の畠を特例農地として指定することに致します。続いて●●●●の畠を特例農地に指定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により●●●●の畠も特例農地として指定することに致します。 それでは議案第27号「令和4年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第27号について説明いたします。総会議案・説明資料は15頁と16頁となっています。この案件につきましては1議案で38件です。5番は欠番となっています。位置図は7頁から23頁をご覧ください。これらの農地は昨年夏の農地利用状況調査で遊休農地・荒廃農地と判断された所です。森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が困難な場合やその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる場合としています。これに加えて相続税・贈与税納税猶予をされていないこと。農業者年金(経営移譲)の対象農地でないこと。中山間直接払交付金等の対象農地でないこと。圃場整備等の補助事業が行われていないことを事務局が確認して、先月の9月に担当委員・最適化推進委員の方々に現地を確認してもらい、妥当かどうかを判断していました。今回38筆、面積にして34,351平米を議案として上げています。本

	総会で承認を受ければ、農地の所有者の方や関係機関に非農地通知を発出して、農地の所有者の方には武雄の法務局で地目変更の手続きを取ってもらうことになります。議案第27号の説明は以上です。
議長	先月の総会から資料をお配りしておりました。担当委員の方と最適化推進委員の方には現地を確認いただいたと思います。山間部の農地が非農地の対象になっていますが、確定をしたいということで議案として上がっています。皆さんからのご意見等をお伺いしたいと思いますが、何かございますか。
1番委員	大字●●地区が私の担当地区ですので確認をしてきましたが、とても農地には戻りそうもない所ばかりで、非農地にした方が良いと思います。
2番委員	質問というか教えてください。非農地になったときに所有者にかかる税金が変わってくるかと思いますがどうなるのでしょうか。また、周囲でミカンやブドウなどの果樹等をされている方への支障が出ることはありますか。
事務局	<p>所有者の方は非農地通知を持って、法務局で地目変更の手続きをされると、登記官の方が現地を確認されてここは山林だとか、原野という判断をされます。山間部ですのでほとんどが山林か原野になるかと思いますが、まれに雑種地と判断されることもあるようです。雑種地になりますと固定資産税は上がりますが、山林や原野となりますと安くなります。</p> <p>非農地判断をしている農地は白地で森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が困難な場合やその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる農地としていますので山林や原野に地目が変わったとしても影響はないと考えています。</p>
1番委員	お尋ねします。農地の所有者の方への通知は農業委員会がするのですね。
事務局	はい。農業委員会から非農地通知を出します。また、通知は関係機関である市の農林水産課・税務課、県庁の関係部署、武雄市の法務局にも出します。
議長	他に質問や意見はございませんか。ないようですので採決します。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、これらの38筆については農地に該当しないと判断することを承認いたします。 以上をもちまして本日の報告・議案についての審議を終わります。
	(午後3時05分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和4年10月 3日

鹿島市農業委員会

会長

印

1番委員

印

10番委員

印

事務局長

印